

東筑摩郡山形村字本澤横吹澤7598の1、字清水高原7598の129、
字堂ヶ入7763の2、7763の63、7763の65、7763の67、7763の68、
7763の70、7763の73、7763の75、7763の78、7763の79、7765の1、
7765の4、7765の5

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山形村（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第712号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

道路の種類	路線名	区間
県道	兎川寺鎌田線	松本市本庄一丁目965番地先から 松本市深志一丁目772番地先まで
県道	兎川寺鎌田線	松本市本庄一丁目1044番地先から 松本市本庄一丁目996番地先まで

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県地域図書館

3 代表者の氏名

久保田 耕司

4 主たる事務所の所在地

松本市蟻ヶ崎3丁目4番 E-103号

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県民に対して、図書館に関する事業を行ない、県民ニーズに合った図書館活動を地域社会の中で作り上げることに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOながの

3 代表者の氏名

岡田京一

4 主たる事務所の所在地

松本市南原二丁目22番9号

5 定款に記載された目的

この法人は、中高齢者等で住居を借りる事が困難な人々に対して、宿泊施設等に関する事業を行い、高齢社会に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年10月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポーツコミュニティー軽井沢クラブ

3 代表者の氏名

長岡秀秋

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡軽井沢町大字発地1157-6

5 定款に記載された目的

この法人は、軽井沢町民及びこのクラブの趣旨に賛同する者に對して、気楽に複数のスポーツを継続的に楽しめる場を提供すると共に、指導者を育成し、個々のニーズに応じた的確な指導が出来る体制を整え、スポーツ選手と交流する機会を設け、地域住民のスポーツへの生涯参加と、スポーツだけでなく文化的な面からも青少年の健全な育成を図り、スポーツの振興とコミュニティーの活性化並びに社会の公益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひまわりの丘

3 代表者の氏名

小林聖子

4 主たる事務所の所在地

上田市古安曽1251番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援法に基づき障害福祉サービス事業の経営を中心に、様々な活動を通して、障害をもたれた方々の社会的自立の促進と障害者の地域生活の安定、地域社会との交流、職業の能力の開発や就労支援を行い、障害者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、もって在宅障害者福祉の向上と地域福祉の促進・環境の整備に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

医薬品等新申請・審査システム用パソコンコンピュータ1台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年2月1日から平成30年1月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県健康福祉部薬事管理課

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県健康福祉部薬事管理課

電話 026（235）7157

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年11月16日（金）午後4時

イ 場所 長野県庁 西庁舎111号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年11月12日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担により説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

薬事管理課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

平成24年度緊急雇用創出事業次世代産業立地情報収集・ニーズ把握調査業務委託

(2) 業務内容

次世代産業立地情報収集・ニーズ把握調査業務の企画及び運営に係る業務を行うものです。

業務の詳細は、平成24年度緊急雇用創出事業次世代産業立地情報収集・ニーズ把握調査業務委託仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 長野県内に本社、本店又は主たる事務所を有する法人である

こと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(5) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(7) 宗教活動又は政治活動を行うことを主たる目的とする法人又は団体でないこと。

(8) 長野県庁等で行う審査会及び打合せに参加できる者であること。

(9) 過去2年間に国又は地方公共団体から類似の業務を受注し、履行した実績を有する者であること。

3 選定基準及び評価基準

(1) 提案者の選定基準

企画内容、運営能力及び見積金額等を次世代産業立地情報収集・ニーズ把握調査業務委託プロポーザル審査委員会において審査し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 提案書の評価基準

- ア 雇用の確保の妥当性
- イ 業務実施の基本方針の適格性
- ウ 業務実施方法の妥当性、現実性及び独創性
- エ 業務履行の確実性
- オ 能力及び実績の充足性
- カ 費用の妥当性

4 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県商工労働部産業政策課次世代産業集積室

電話 026（235）7193

5 参加申込書の提出期限及び方法

(1) 提出期限 平成24年11月12日（月）正午（必着）

(2) 提出方法 電子メール（ritti@pref.nagano.lg.jp）又はファックス（026（235）7193）によります。

6 企画提案等の提出及び方法

(1) 提出期限 平成24年11月20日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送によります。

7 その他

詳細は、平成24年度緊急雇用創出事業次世代産業立地情報収集・ニーズ把握調査業務委託企画提案（公募型プロポーザル）募集要領（以下「募集要領」という。以下同じ。）によります。募集要領は、長野県商工労働部産業政策課次世代産業集積室で交付します。なお、長野県ホームページ長野県産業立地ガイド（<http://www.nagano-ritti-navi.jp>）からダウンロードすることもできます。

産業政策課次世代産業集積室

公告

諏訪赤十字病院労働組合から年末一時金等に関することの要求に関して、平成24年11月7日以降、諏訪赤十字病院（諏訪市湖岸通り5丁目11番50）構内又は職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

労働雇用課

公告

長野県医療労働組合連合会から医療・福祉労働者の増員に関すること等の要求に関して、平成24年11月8日以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野医療生協労働組合、中信民医連労働組合、諏訪民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那民医連労働組合、賛育会豊野労働組合の組合員が従事する施設の構内又は職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

労働雇用課

公告

県営蓼の海地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類

県営蓼の海地区土地改良事業変更計画書の写し

- 2 縦覧の期間

平成24年11月2日から12月3日まで

- 3 縦覧の場所

諏訪市役所

農地整備課

公告

県営木曽中部地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称

県営中山間総合整備事業

- 2 工事の着手年月日

平成12年8月30日

- 3 工事の完了年月日

平成24年3月30日

農地整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月1日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

対象区域	対象区域等の縦覧場所
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地 1178-546、1178-547の内、1178-548、1178-1302、1178-1303	長野県佐久地方事務所

建築指導課

公告

平成25年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒を次のとおり募集します。

平成24年11月1日

長野県教育委員会

1 募集人員及び志願資格

学 校 名	募 集 人 員			志 願 資 格	
長野盲学校 長野市北尾張部321 電話 026-243-7789	幼稚部		若干名	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものである者	
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	〃 〃 〃	(2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するものに限ります。	
松本盲学校 松本市旭2-11-66 電話 0263-32-1815	幼稚部		〃	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものである者	
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	〃 〃 〃	(2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するものに限ります。	
長野ろう学校 長野市三輪1-4-9 電話 026-241-5320	幼稚部		〃	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものである者	
	高等部	普通科 総合産業科	〃 〃	(2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するものに限ります。	
松本ろう学校 松本市寿豊丘820 電話 0263-58-3094	幼稚部		〃	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものである者	
	高等部	産業工芸科 被服科 専攻科デザイン工学科	〃 〃 〃	(2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するものに限ります。	
長野養護学校 長野市徳間宮東1360 電話 026-296-8393	高等部	普通科	(1) 本校 若干名 (2) 朝陽教室 13名	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のものである者 (2) 知的発達の遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なものである者	
伊那養護学校 伊那市西箕輪8274 電話 0265-72-2895	〃	〃	(1) 本校 若干名 (2) 中の原分教室 8名		
松本養護学校 松本市今井1535 電話 0263-59-2234	〃	〃	若干名		
上田養護学校 上田市岩下462-1 電話 0268-35-2580	〃	〃	〃		
飯田養護学校 下伊那郡喬木村1396-2 電話 0265-33-3711	〃	〃	〃		
安曇養護学校 北安曇郡池田町会染6113-2 電話 0261-62-4920	〃	〃	(1) 本校 若干名 (2) あづみ野分教室 8名		
小諸養護学校 小諸市市字中原824-3 電話 0267-22-6300	〃	〃	若干名		

飯山養護学校 飯山市野坂田字替田220-1 電話 0269-67-2580	〃	〃	〃	
諏訪養護学校 諏訪郡富士見町富士見11623-1 電話 0266-62-5600	〃	〃	〃	
木曽養護学校 木曽郡木曽町福島1134-1 電話 0264-22-3553	〃	〃	〃	
花田養護学校 諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1 電話 0266-28-3033	〃	〃	〃	(1) 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの（信濃医療福祉センターに入所予定の者に限ります。）。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者で、花田養護学校の中学部を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）に限ります。 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のものである者 イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しないもののうち、當時の医学的観察指導を必要とする程度のものである者 (2) 花田養護学校の中学校を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）で、(1)のア又はイに該当するもの
稻荷山養護学校 千曲市野高場1795 電話 026-272-2068	〃	〃	(1) 本校若干名 (2) 更級分教室（右欄(2)の該当者を対象とする。）8名	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のものである者 イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しないもののうち、當時の医学的観察指導を必要とする程度のものである者 (2) 次のいずれかに該当する者 ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のものである者 イ 知的発達の遅滞の程度が(2)のアに掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なものである者
若槻養護学校 長野市上野2-372-2 電話 026-295-5060	〃	〃	若干名	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成25年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 慢性的呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のものである者 (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものである者
寿台養護学校 松本市寿豊丘811-88 電話 0263-86-0046	〃	〃	〃	

2 志願及び選考の方法

学校名	志願			選考		
	受付期間	志願書類	場所	方法	試験期日	場所
長野盲学校 松本盲学校	平成24年12月3日(月)から平成25年2月22日(金)までとする。幼稚部も同様とする。	(1) 入学書類 (2) 志願する本人の調査書(志願先の学校長の定めるもの) (3) 訪問教育については、同意書(病気療養のため入院している者にあっては主治医のもの、児童福祉施設に入所している者にあっては施設長のもの) (4) 志願先の学校長が必要と認める書類	志願先の学校	志願書類 学力検査 面接 ただし、幼稚部、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。	(1) 学力検査 平成25年3月1日(金) (2) 面接 学校長が別に定める日	志願先の学校
長野ろう学校 松本ろう学校	平成25年2月4日(月)から3月6日(水)までとする。ただし、専攻科デザイン工学科については、平成24年12月3日(月)から同月14日(金)までとし、幼稚部については、各校の募集要項によります。				(1) 学力検査 平成25年3月12日(火)。 ただし、専攻科デザイン工学科については、平成25年1月18日(金)とする。 (2) 面接 学校長が別に定める日	
長野養護学校 伊那養護学校 松本養護学校 上田養護学校 飯田養護学校 安曇養護学校 小諸養護学校 飯山養護学校 諏訪養護学校 木曾養護学校 花田養護学校 稻荷山養護学校	平成24年11月30日(金)から12月13日(木)までとする。				(1) 学力検査 平成25年1月18日(金) (2) 面接 学校長が別に定める日	
長野養護学校 朝陽教室 稻荷山養護学校 更級分教室 安曇養護学校 あづみ野分教室 伊那養護学校 中の原分教室					(1) 学力検査 平成25年1月19日(土) (2) 面接 学校長が別に定める日	
若槻養護学校 寿台養護学校	平成25年2月25日(月)から3月1日(金)までとする。	(1) 上記(1)から(4)までに掲げる書類 (2) 診断書(若槻養護学校にあっては独立行政法人国立病院機構東長野病院、寿台養護学校にあっては独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター中信松本病院のもの)			(1) 学力検査 平成25年3月12日(火) (2) 面接 学校長が別に定める日	

2 受付期間の特例

幼稚部は年度途中の志願もできます。

3 入学許可の通知

学校長が、志願者の保護者に平成25年3月22日(金)までに通知します。

4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先の学校に行ってください。

特別支援教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月1日

長野県長野工業高等学校長 宮島範雄

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ42台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年3月1日から平成31年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県長野工業高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に關しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市差出南3-9-1

長野県長野工業高等学校

電話 026 (227) 8555

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年12月18日（火）午前10時

イ 場所 長野県長野工業高等学校 応接室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成24年12月13日（木）午後5時

イ 場所 郵便番号 380-0948

長野市差出南3-9-1

長野県長野工業高等学校

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成24年12月10日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野工業高等学校長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
42 personal computers with Peripherals

(2) Lease Duration:
From March 1, 2013 until February 28, 2019

(3) Delivery place:

Nagano-ken Nagano Technical High School

(4) Contact place for information about the tender:
description / conditions / and other inquiries:

Nagano-ken Nagano Technical High School

3-9-1 Sashide Minami, Nagano City 380-0948 Japan

TEL: 026-227-8555 (Japanese Only)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:00AM, December 18, 2012

Place: Visitors' Room, Nagano-ken Nagano Technical High School 1F

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 5:00PM, December 13, 2012

Place: Nagano-ken Nagano Technical High School

3-9-1 Sashide Minami, Nagano City 380-0948
Japan

高校教育課